

# 回 答 書

2026年9月10日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 御中

一般社団法人終活協議会

貴法人からの令和8年8月7日付け文書に対して、下記のとおり回答いたします。

## 記

### 1 第2・1について

コンサル費用の記載につき、当法人としては、この内容は当法人に生じる平均的な損害を超えるものではなく、消費者契約法9条1項1号に抵触するものではないと考えております。

したがって、当該条項の使用中止または修正を行う意向はございません。

### 2 第2・2について

この点については、適正な運用を行うことを前提に、条項の修正を行う考えはございません。

以上